

障がい福祉サービス事業所等の指定を受けた事業所の皆様へ

防犯マニュアルの作成について

福岡県では、障がいのある人もない人も等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に生活していける安全・安心な社会の実現を目指しています。

障がいのあるなしにかかわらず地域とのつながりを大切にしつつ、一方で犯罪の被害を抑え利用者や職員の安全・安心を確保するという両立を図っていかねばなりません。

施設の最低限の防犯への備えと意識を心掛けていただくため、平成28年度に「障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成ガイドライン」を定め、各施設において、施設の規模、立地、設備等の特性を踏まえながら、施設の防犯マニュアルを作成していただくようお願いしているところです。

次のいずれかに該当する事業所等におかれましては、本趣旨を踏まえ、施設の防犯マニュアルを作成していただくようお願いいたします。

- 対象となる障がい福祉サービス事業所
 - ① 障がい者支援施設
 - ② 障がい福祉サービスのうち、次のいずれかを行う事業所
共同生活援助、生活介護、療養介護、自立訓練（機能、生活、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）
 - ③ 障がい児入所施設
 - ④ 障がい児通所支援のうち、次のいずれかを行う事業所
児童発達支援（児童発達支援センターを含む。）、放課後等デイサービス

特に、**共同生活援助事業所**につきましては、速やかに施設の防犯マニュアルを作成していただき、**指定を受けた日から1月以内に、作成済みの防犯マニュアルを2部、所轄の保健福祉（環境）事務所（社会福祉課）に提出していただきますようお願いいたします。**

- 「障害福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成ガイドライン」
県ホームページ掲載場所
： <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shogaibohanmanual.html>